

令和6年さぬき市議会第1回臨時会議案

令和6年2月9日提出

市長提出議案

議案第1号 令和5年度さぬき市一般会計補正予算（第13号）について

議案第2号 さぬき市手数料条例の一部改正について

議案第1号

令和5年度さぬき市一般会計補正予算（第13号）について

令和5年度さぬき市一般会計補正予算（第13号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月9日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和5年度さぬき市一般会計補正予算
(第 1 3 号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和5年度さぬき市一般会計補正予算（第13号）

令和5年度さぬき市一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ370,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,396,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月9日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
55. 国庫支出金		2,892,625	193,700	3,086,325
	10. 国庫補助金	754,836	193,700	948,536
70. 寄附金		600,000	120,000	720,000
	5. 寄附金	600,000	120,000	720,000
80. 繰越金		585,182	56,300	641,482
	5. 繰越金	585,182	56,300	641,482
歳入	合計	30,026,700	370,000	30,396,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 総務費		3,253,178	56,300	3,309,478
	5. 総務管理費	2,708,683	56,300	2,764,983
15. 民生費		8,627,644	193,700	8,821,344
	5. 社会福祉費	5,038,709	193,700	5,232,409
65. 諸支出金		1,441,051	120,000	1,561,051
	5. 基金費	1,037,051	120,000	1,157,051
歳出	合計	30,026,700	370,000	30,396,700

議案第2号

さぬき市手数料条例の一部改正について

さぬき市手数料条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月9日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 さぬき市手数料条例（平成14年さぬき市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表1の項及び2の項中「謄抄本」を「謄本若しくは抄本」に、「の全部若しくは一部の事項証明」を「証明書の」に改め、同表中47の項を48の項とし、26の項から47の項までを1項ずつ繰り下げ、同表25の項中「26の項」を「27の項」に改め、同項を同表26の項とし、同表24の項中「25の項から29の項」を「26の項から30の項」に改め、同項を同表25の項とし、同表中18の項から23の項までを1項ずつ繰り下げ、17の項を削り、13の項から16の項までを2項ずつ繰り下げ、同表12の項中「、身元」を削り、同項を同表14の項とし、同表11の項を同表13の項とし、同表10の項中「（広域交付を含む。）」を削り、同項を同表12の項とし、同表中9の項を11の項とし、8の項を10の項とし、同表7の項中「届書その他の書類」を「戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの」に、「1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件」に改め、同項を同表9の項とし、同表6の項を同表8の項とし、同表5の項中「届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明」を「戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」に、「1通」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件」に改め、同項を同表7の項とし、同表4の項の次に次のように加える。

5	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400 ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、徴収しない。 ア 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律
---	-------------------	---------------------	--

			<p>の第151号) 第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)</p> <p>により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)</p> <p>イ 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合</p>
6	除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務	除籍電子証明書提供用識別	700 ただし、次のア又

		<p>符号 1 件につき</p>	<p>はイのいずれかに該当する場合は、徴収しない。</p> <p>ア 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）</p> <p>イ 除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合</p>
--	--	------------------	---

第 2 条 さぬき市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表 4 6 の項中

(8) 法第79条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定更新申請	1件につき	10,000
--	-------	--------

を

(8) 法第115条の2第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定申請	1件につき	20,000 ただし、前号の申請と同時に行う場合は、徴収しない。
(9) 法第79条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定更新申請	1件につき	10,000
(10) 法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定更新申請	1件につき	10,000 ただし、前号の申請と同時に行う場合は、徴収しない。

に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、第1条中別表10の項の改正規定（「(広域交付を含む。)」を削る部分に限る。）、別表12の項の改正規定（「、身元」を削る部分に限る。）及び別表17の項の改正規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。